

「ばい煙発生施設に係るばい煙量等の測定頻度の見直し」に対する  
意見の概要及びそれに対する環境省の考え方

意見の概要	考え方
<p>ばいじんの測定について、排出ガスの流速計測と捕集を同時に行える測定方式が開発されるまでは、燃料電池用改質器、ボイラー等に限らずガスを燃料とするものは測定頻度を緩和すべき。</p>	<p>ばいじんの測定は、日本工業規格Z 8 8 0 8に定める方法で行うこととされていますが、同規格には排出ガスの流速変動に同調してばいじんを等速吸引する自動採取装置が規定されており、御指摘の測定方式はすでに開発されています。</p> <p>また、今回の改正は、ばいじん濃度が定量下限値未満であるか定量下限値をわずかに上回る程度であることが確認されているばい煙発生施設に限定していますので、原案のとおりとします。</p>
<p>廃掃法の強化により設備基準が定められた施設についても測定頻度を緩和すべき。</p>	<p>今回の改正は、排出ガス処理施設による処理を行わなくとも、ばいじん及び窒素酸化物が定量下限値未満であるか定量下限値をわずかに上回る程度であることが確認されているばい煙発生施設に限定しておりますので、原案のとおりとします。</p>
<p>使用する燃料の種類によらず、汚染物質の処理施設の設置等の対策により、排出実績が排出基準に対して十分低いことが確認されている施設についても測定頻度を緩和すべき。</p>	
<p>ガスを専焼するばい煙発生施設において、電力需給ひっ迫時、非常時、起動時等やむを得ずガス以外の燃料を使用した場合においても、測定頻度を「5年に1回以上」とすべき。</p>	<p>ばい煙量等の測定は、通常の状態において、排出基準に適合しているかを確認するものであり、非常時、起動時等の短時間にガス以外の燃料を使用する場合は例外としてとらえることができますので、測定頻度は「5年に1回以上」が適用されます。</p> <p>なお、電力需給ひっ迫時等において、一定の期間、ガス以外の燃料を使用するような場合は、上記のような例外としてとらえることができないことから、ばい煙発生施設の構造等の変更について届け出るとともに、法令の規定に基づき、所定のばい煙量等の測定を行うこととなります。</p>
<p>ナフサ(ガソリン)、灯油を原料とする燃料電池用改質器(ガス発生炉)においても、燃焼される改質器燃料は改質器で発生したオフガスであるため、NO<sub>x</sub>、ば</p>	<p>原案の「燃料電池用改質器(ガス発生炉)」には、ガソリン等の液体燃料を気化させて発生したガスをを用いる燃料電池用改質器も含まれていることから、御指摘の場合においても</p>

<p>いじんはほとんど発生しない。このため、ガスを原料とするものに限らず対象とすべき。</p>	<p>「5年に1回以上」の測定頻度が適用されます。</p>
<p>都市ガスを燃料とするボイラー等の窒素酸化物の測定頻度について、サーマルNO<sub>x</sub>の排出濃度がある程度想定できるので、燃料電池用改質器と同様5年に1回程度の測定頻度で十分ではないか。</p>	<p>ガスを燃料とするボイラー等から排出される窒素酸化物は、主にサーマルNO<sub>x</sub>に起因すると言われてはいますが、その排出濃度は燃焼方法や燃焼状態によって変化し、定量下限値未満の濃度で排出されることはごくまれです。原案のとおりとします。</p>
<p>都市ガスを燃料とするボイラー等について、硫黄酸化物の測定頻度を緩和すべき。</p>	<p>現行法令において、硫黄酸化物の排出量が10Nm<sup>3</sup>/h未満の施設に関しては、ばい煙中の硫黄酸化物の量の測定について、ばい煙量の測定によらず、燃料中の硫黄含有率及び燃料使用量、又は他の方法による確認でよいとされております。このため、硫黄分を含有しないガスを燃料とするばい煙発生施設については、排出ガス中の硫黄酸化物の量を測定する義務が実質的には生じないので、原案のとおりとします。</p>
<p>5年に1回では測定の間隔が長いため、事実上、測定しなくなるおそれがある。また、測定結果の保存期間が3年のため、測定時に前回の測定結果がない状態となるから、ばいじん測定の頻度は2年程度に1回が妥当。</p>	<p>ばい煙量等の測定は、ばい煙排出者に対して、排出基準遵守の自主的な履行を確保する趣旨で定められておりますので、法令の規定に基づき、ばい煙量等の測定を実施すべきものです。また、ばい煙量等の測定時に前回の測定結果が保存されていない状態が発生することが考えられますが、ばい煙量等の測定は前述の趣旨で行われるものですから、必ずしも前回の測定結果を必要とするものではないと考えられますので、原案のとおりとします。</p> <p>なお、法令の規定は、最低限の保存期間を定めておりますので、3年以上の期間、測定結果を記録保存することを妨げるものではありません。</p>
<p>燃料電池用改質器のばい煙中の窒素酸化物の濃度が排出基準と比べて十分低い状況とは、具体的にどの程度なのか。</p>	<p>通常の状態における燃料電池用改質器のばい煙中の窒素酸化物の濃度は、検出されても10ppm未満であり、排出基準(150ppm)の十数分の一程度であることを確認しています。</p>
<p>測定頻度の緩和によって生じる不利益(そこに住む住人の何らかの身体的不利</p>	<p>今回の改正は、ばいじん又は窒素酸化物濃度が定量下限値未満であるか定量下限値をわ</p>

<p>益、緩和による業界団体の怠慢により生じるばい煙量の増加等)を考慮すれば、緩和は不適切である。</p>	<p>ずかに上回る程度であることが確認されているばい煙発生施設に限定していることから、測定頻度を緩和しても大気環境保全上特に支障が生じないと判断したものです。</p>
<p>大気汚染や温暖化が問題となっている現在においては、ばい煙等の測定頻度の改正は避けて通れないので、改正案は実行すべき。</p>	
<p>施設の種類、使用燃料や排出実態を踏まえた合理的な施策であり、賛成する。</p>	